

会計年度任用職員募集要項（福祉局アシスタント職員（一般業務））

項 目	内 容
職名	会計年度任用職員（福祉局アシスタント職員（一般業務））
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
採用予定人数	1 名程度
任用期間	任用開始日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで ※ 任用開始日は、個別に調整の上決定します ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 <u>なお、期間を定めた任用であり、令和 8 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務職場	福祉局児童相談センター保護第二課（練馬区石神井台）
職務内容	保護所入所児童の処遇業務補助、生活指導業務補助
応募資格・求められる能力	（１）保育所や児童福祉施設等において児童支援の経験を有している者 （２）児童福祉の促進に熱意と理解のある者 （３）パソコンの基本的操作について、迅速に業務を遂行することができる者 （４）服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができる者 （５）災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること <u>なお、（１）～（５）を満たしても、兼業又は兼職をする場合は、次の要件を満たさなければ任用できません。</u> ・東京都において 2 つ以上の会計年度任用職員の職に任用される場合、複数の職の勤務時間の合計が、任期を通じて 1 週間当たり 3 1 時間以内であること ・全ての事業場（都、他の自治体、民間企業等）での労働時間を通算して、1 週間当たりの労働時間が 4 0 時間未満であること
勤務日数	月 9 日以内（応相談の上、勤務日数を設定）
勤務時間	7 時 0 0 分から 1 5 時 4 5 分まで。もしくは 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで。（実働 7 時間 4 5 分） 所定勤務時間を超える勤務無（業務の必要上やむを得ない場合のみ）
休憩時間	1 1 時 3 0 分から 1 2 時 3 0 分まで または 1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで
休暇等	（有給） 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、慶弔休暇、災害休暇 （無給） 妊娠症状対応休暇、育児時間、生理休暇 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬額	時間額 1, 2 3 0 円 通勤手当相当額を別途支給（上限 2, 6 0 0 円/日） ※ 原則として月の 1 日から末日までの期間分を翌月の 1 5 日までに口座振込により支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給

	※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険の加入無し
応募方法等	次の応募書類を下記問合せ先に郵送又は持参してください。 応募書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんので、御了承ください。 (1) 応募書類 ア 会計年度任用職員申込書 ※ 志望動機欄は必ず御記載ください。(欄内に書ききれない場合は、別紙でも可)。 ※ 連絡先として、日中連絡できる電話番号を電話番号欄に記載してください。 ※ 「特記事項・自由意見」欄に「①希望勤務日数②いつから勤務可能か」を記載してください。 (2) 申込期限 随時募集 ※ 順次選考を行い、合格者が任用予定人数を満たした場合は、応募を締め切ります。 ※ 持参の場合は、平日 9 時から 17 時まで ※ 到達確認のお問合せには対応できません。書留等追跡サービスを御利用ください。
選考方法	(1) 第一次選考(書類選考) (2) 第二次選考(面接) ※ 合否結果については、本人宛郵送により通知します。 ※ 電話連絡をさせていただく場合もございます。また、選考経過及び結果に関するお問い合わせには、一切対応できませんので御了承ください。
問合せ	〒169-0074 東京都新宿区北新宿四丁目6番1号 東京都児童相談センター事業課庶務担当 電話：03-5937-2302 (直通)

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。